

## 消費料金未納訴訟最終通知 (Notice of unpaid litigation)

本日現在、貴殿が利用された消費サービスの料金が未納状態にあり、前取引における債務不履行が発生しております。消費料金未納による遅延状態が長期間継続しているため、契約会社「株式会社DMMソリューションズ」より、民事訴訟による訴状が提出となりました。



貴殿の長期遅延が要因となり、契約会社の運営に一部支障を来しておりますので、このままご対応を頂けない場合には、損害賠償訴訟へ発展する可能性があります。

指定裁判所より、貴殿へ訴状が届きましたら「口頭弁論期日呼出状」へ記載されております日時に裁判所へ出廷されませんと、原告となる契約会社の請求が認められ、執行官立会いの下、貴殿の債務に対する強制執行（動産、不動産、給与等差し押さえ）となります。

この度、契約会社より、消費料金未納訴訟最終通知として、貴殿との和解に関するご提案がございます。

消費状況の記録ではサービスご利用開始以降の利用記録がございますので、万が一にも誤りによる契約や、第三者による不正契約などがございましたら、この度、救済措置として和解手続による訴訟差し止めを行います。

最終通知となる現段階にて和解手続をご希望される場合は、右記を参照頂き、当局「消費生活保護管理機構」まで至急ご連絡をお願い致します。ご連絡が無い場合は、和解手続は無効となりますのでご注意ください。

訴訟コード	(み)457891-11号
ご請求コード	 3 551256 846215
ご利用サービス	<a href="http://master-fx.cf">http://master-fx.cf</a>
ご請求金額	下記までお問い合わせください。
当社管理コード	WYB2F56S4K
<b>民事救済和解相談窓口 03-</b> 	
お客様担当者/担当主任：高橋 俊一 担当補佐：野田 幸子 営業時間/10:00～18:00 定休日/土曜日・日曜日・祝祭日 ※民事裁判が始まりました。いかなる事情があっても救済措置の一環であら御座りません。本通知書をお受け取りになった時点で速やかにお問い合わせ下さい。また、営業時間外は対応出来かねますので、予めご理解下さい。	
<b>一般社団法人 消費生活保護管理機構</b> 東京都港区虎ノ門2-6-1 虎ノ門ビル	

### 【ご注意】

当機構は事業者及び消費者の債権債務、及び権利を保護する非営利組織となります。当機構はあくまでも平等な立場となり、救済保護を目的とした活動機関となりますので、当機構より直接的な金銭の要求や訴訟は行っておりません。※当機構を名乗る怪しい団体にはご注意ください。